

使用料の改定内容（学校体育施設）

改定の内容

改定前					改定後				
学校運動場、体育館及び柔剣道場					学校運動場、体育館及び柔剣道場				
施設の名称	午前	午後	夜間		施設の名称	午前	午後	夜間	
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	照明設備を利用する場合 (1時間につき)		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	照明設備を利用する場合 (1時間につき)
小学校運動場	200円	300円	200円	600円	小学校運動場	300円	440円	300円	600円
中学校運動場	200円	300円	—	—	中学校運動場	300円	440円	—	—
小学校体育館及び中学校体育館	300円	500円	300円	—	小学校体育館及び中学校体育館	440円	700円	440円	—
野洲中学校柔剣道場	300円	500円	300円	—	野洲中学校柔剣道場	440円	700円	440円	—

改定の適用日

令和4年10月1日

問い合わせ先

生涯学習スポーツ課 ☎587-6053